

新コミュニティへの挑戦

— 名称案まとまる —

■自治振興会 ■地域市民センター 23の施設も

本紙8月1日号でもお知らせした(仮称)自治振興会、(仮称)地域コミュニティセンターの名称募集。市民の皆さんから、インターネットやはがき、電話などを通じて多くの名称案をご応募いただき、これら名称については、自治振興委員会に報告、同委員会としての意見をまとめていただきました。市では、同委員会の意見を参考に(仮称)自治振興会については、「〇〇自治振興会」、また(仮称)地域コミュニティセンターについては、「□□地域市民センター」とする最終案をまとめました。また(仮称)地域コミュニティセンターの場所の案もまとめ、現在、同センターの名称案とあわせ、関係条例を開会中の市議会に上程し審議をお願いしております。

名称募集に21件の応募

(仮称)自治振興会や(仮称)地域コミュニティセンターは、いずれも市民の皆さんが自ら取り組んでいただくまちづくりの核となるものです。市では、それぞれの名称を親しみやすい名称とするため、皆さんからのアイデアを募集しました。8月1日から募集を始め、自治振興委員会の推薦名称を含め、各部門に21件の応募をいただきました。市では、それぞれの名称案を自治振興委員会で選考をお願いし、委員会としての意見をまとめていただきました。

自治振興委員会の意見を参考に市案を決定

名称案については、2回にわたる自治振興委員会で、委員の投票により選考が行われました。どちらの部門も、一次投票での上位2点による二次投票により、委員会の意見としてまとめられたところです。

投票の結果、(仮称)自治振興会については、「〇〇自治振興会」、また(仮称)地域コミュニティセンターについては、「□□地域市民センター」となりました。その後、市では、委員会の意見を尊重させていただきながら協議を進め、(仮称)自治振興会については、委員会でもまとめていただいた案を市の案とすることをしました。また、(仮称)地域コミュニティセンターについては、「市民」の活動拠点となることから、自

自治振興委員会の投票で一票差で次点となった、「市民」という表現がある「□□地域市民センター」を市の案とすることとしたものです。(以下、本文では、自治振興会と地域市民センターという名称で説明します。)

名称の考え方

☆組織名称 「自治振興会」
住民自治を基本とした組織で、市民自らが治め、地域の振興を図っていくことから。
☆施設名称 「地域市民センター」
市民の皆さんの身近なところでサービスを提供する施設であり、また市民活動の拠点となる施設であり、「市民」をキーワードとすることから。

市の施設を中心に23か所で自治振興会活動の支援活動などを展開

— 地域市民センター設置条例案を市議会に上程中 —
本年4月からスタートする自治振興会によるまちづくり。
市では、市民の皆さん自らのまちづくりを支援するため、自治振興会の設立に並行して、その地域づくりを支援するための拠点施設、地域市民センターの整備に向けた取り組みを進めています。地域市民センターの施設は、基本的には市の施設を活用することですが、建設当時の経緯から用途が制限される施設もあるため、一部民

地域市民センター施設の一覧(案)

施設の名称位置	現在の施設名
伴谷地域市民センター	伴谷公民館
柏木地域市民センター	柏木公民館
水口地域市民センター	水口中部コミュニティセンター
綾野地域市民センター	水口中央公民館
貫生川地域市民センター	貫生川公民館
岩上地域市民センター	岩上公民館
鮎河地域市民センター	鮎河公民館
山内地域市民センター	山内公民館
土山地域市民センター	土山支所
大野地域市民センター	大野公民館
甲賀大原地域市民センター	甲賀支所
油日地域市民センター	JA 油日支所
佐山地域市民センター	JA 佐山店
甲南第一地域市民センター	甲南支所
甲南第二地域市民センター	JA 南杉店
甲南第三地域市民センター	JA 宮店
甲南中部地域市民センター	甲南情報交流センター
希望ヶ丘地域市民センター	希望ヶ丘防災コミュニティセンター
信楽地域市民センター	信楽支所
雲井地域市民センター	牧公民館(地元施設)
小原地域市民センター	JA 小原店
朝宮地域市民センター	緑地等管理中央センター敷地内
多羅尾地域市民センター	多羅尾公民館

地域コミュニティ推進室
問い合わせ ☎65-0687 ☎63-4554

平成23年度

軽自動車税の減免申請受付

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の方に対する減免制度があります。ただし、申請者の要件には細かな規定があり、減免が受けられない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象車両

- ◎平成23年4月1日時点で、自動車検査証上の所有者が障がい者の方本人である軽自動車
- ◎身体障がい者が18歳未満の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- ◎精神障がい者・知的障がい者の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- ◎障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者の常時介護者が使用する軽自動車

※減免を受けることができるのは、1人につき、普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台のみです。

申請期間

4月1日(金)～5月24日(火)
※減免決定までに時間を要するため、申請されても一旦お支払いいただく場合がありますので、できるだけ4月中旬に申請してください。
※申請期間を過ぎると受付できません。

持ち物

- ◎減免申請書(税務課および各支所に備え付け)
- ◎障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの)
- ◎主に運転する人の運転免許証
- ◎該当車両の車検証
- ◎本人の印鑑
- ◎軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)

※「生計同一及び常時介護者」の場合はこれ以外に別途書類が必要になります。

申請先

税務課または各支所

問い合わせ

税務課 市民税係
☎65・0679
☎63・4574